

四国中央市空家等対策計画

目 次

第1章	計画の目的と位置づけ	
第1節	策定の背景と目的	1
第2節	位置づけ	1
第1項	法的位置づけ	1
第2項	上位計画等との連携と整合性	1
第3節	計画期間	4
第2章	空家の現状と課題	
第1節	現状	5
第1項	住宅・土地統計調査	5
第2項	平成26年空家実態調査	7
第3項	当市の現況調査	11
第2節	課題	13
第1項	アプローチ	13
第2項	3つの課題	14
第3章	空家等対策の基本的な考え方	
第1節	対策の基本理念	22
第2節	対策の基本姿勢	24
第3節	対策の基本方針	25
第4節	対象とする空家等	26
第5節	対象地区	26
第4章	具体的な施策	
第1節	空家発生の予防〔フェーズ1〕	27
第1項	アプローチ	27
第2項	建物の維持管理と機能向上	27
第3項	敷地接道基準と街づくりの取り組み	27

四国中央市空家等対策計画

第2節 空家の流通・活用の促進〔フェーズ2〕	34
第1項 アプローチ	34
第2項 空家の流通の促進	34
第3項 空家の活用の促進	35
第4項 流通に適さない空家の対応	35
第3節 管理不全な空家等の対策〔フェーズ3〕	36
第1項 アプローチ	36
第2項 空家法第14条等の適正な執行	36
第3項 空家に関する正確な情報の把握	40
第4項 当事者支援施策の充実	40
第5項 空家法に規定されていない課題	42
第4節 空家跡地の活用の推進〔フェーズ4〕	47
第1項 アプローチ	47
第2項 空地の減少策	47
第3項 空地の安全対策	48
第5章 実施体制と計画の検証	
第1節 実施体制	49
第1項 官民一体となった支援体制の確立〔サポート1〕	49
第2項 行政機関の一体的対応の推進〔サポート2〕	51
第2節 計画の検証	51
附表 四国中央市空家等対策計画の施策等	52
別紙 四国中央市特定空家等判定基準	53
資料 空家等対策の推進に関する特別措置法	57
四国中央市空家等対策協議会条例	61
四国中央市空家等対策協議会委員名簿	62

四国中央市空家等対策計画

空家法第6条第2項に掲げる事項については、次の章節に記載しています。

- 1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

第3章 第1節 対策の基本理念 P22
第2節 対策の基本姿勢 P24
第3節 対策の基本方針 P25
第4節 対象とする空家等 P26
第5節 対象地区 P26

第5節 対策の基本方針

- 2 計画期間

第1章 第3節 計画期間 P4

- 3 空家等の調査に関する事項

第4章 第3節 管理不全な空家等の対策 P36

- 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

第4章 第1節 空家発生の予防 P27
第3節 管理不全な空家等の対策 P36

- 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

第4章 第4節 空家跡地の活用の推進 P47

- 6 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

第4章 第3節 管理不全な空家等の対策 P36

四国中央市空家等対策計画

7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

〔 第5章 第1節 実施体制 P49 〕

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

〔 第5章 第1節 実施体制 P49 〕

9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

〔 第5章 第2節 計画の検証 P51 〕

(注記)

「空家法」は「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」を省略表記したものです。

「空家等」は意味せず空家法第2条第1項にいう「空家等」を指します。同じく「特定空家等」も空家法第2条第2項にいう「特定空家等」を指します。

「空き家」または「空家」の表記については、引用等の場合を除き、「空家」に統一しています。